

各 位

平成 28 年 3 月 25 日

会 社 名 RKB毎日放送株式会社
代表者名 代表取締役社長 井上 良次
(コード番号： 9407 福証)
問 合 先 常務取締役 森越 隆文

認定放送持株会社への移行に伴う「当社株式の大規模買付行為に関する対応策
(買収防衛策)」の一部修正に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 3 月 25 日開催の当社取締役会において、同年 4 月 1 日付の当社の認定放送持株会社への移行に伴い、平成 20 年 3 月 25 日に導入し、その後、平成 26 年 6 月 27 日開催の第 85 回定時株主総会において株主の皆様から継続の承認をいただいております、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます）について、下記のとおり、平成 28 年 4 月 1 日を効力発生日として、所要の修正（以下「本一部修正」といいます）を行うことを決議しましたので、お知らせいたします。なお、本一部修正については、当社の企業価値評価委員会の現任委員全員から承諾を得ておりますことを申し添えます。

1. 修正の理由

当社は、よりよいコンテンツの制作をさらに推し進め、放送に集中する体制を築くとともに、新たな事業の展開を見据え、また当社グループの企業価値の向上と株主の皆様の共同の利益の最大化を図る観点から平成 28 年 4 月 1 日付で認定放送持株会社へ移行する予定です。このため、本プランにつきまして、実質的な内容に何ら変更を加えず、所要の最低限の修正を行うものであります。

また、本一部修正は、平成 26 年 6 月 27 日開催の第 85 回定時株主総会において承認を頂いた枠内で行われる技術的な修正に過ぎないものでございますので、企業価値評価委員会の承認を得た上で当社取締役会決議によって行うことといたしました。

因みに、一部修正に拘わらず、本プランの有効期間は、従来通り、平成 29 年 6 月開催予定の当社定時株主総会終結の時までといたします。

なお、認定放送持株会社制度は、放送事業者にも持株会社制度の利用を認めることにより、マスメディア集中排除原則の趣旨を維持しつつ、放送事業者の経営のより一層の効率化を可能とするものですが、放送の多元性・多様性及び地域性を確保する趣旨から、法律上議決権比率が総議決権の 3 分の 1 を超える株主に関しては当該超過分の議決権の保有が制限されており、当社の株主の皆様につきましても、当社が認定放送持株会社に移行したのちは、かかる制限が適用されることとなります。

しかしながら、認定放送持株会社への移行後も有限希少な電波を預かる放送事業者を傘下に持つことになり、当社が高い公共性を求められることは不変であります。また、傘下の放送事業者が視聴者・聴取者の信頼を得ることのできる番組制作を行い、地域社会・市民社会の発展に寄与する企業活動を行えるよう当社グループの企業価値を高めていかなければなりません。この観点からも、持株比率が 20%を超える株主が出現することは、当社

および当社グループの企業価値を毀損するおそれがあり、ひいては株主の皆様のご共同の利益を損なう可能性も考えられます。従いまして、当社といたしましては、認定放送持株会社制度への移行による議決権保有制限制度の適用に拘わらず、本一部修正を行った上で本プランを維持することといたしました。

2. 修正の内容

修正の内容は、以下の新旧対照表のとおりであり、平成28年4月1日より効力を生じるものとします。なお、本一部修正前の本プランは当社ホームページ掲載の開示資料（平成26年5月16日付「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について」(http://rkb.jp/ir/press/press140516_01.pdf))（以下「本開示資料」といいます）をご参照ください。

（修正箇所は、下線の部分であります。）

修正前	修正後
<p>(本開示資料 1頁)</p> <p>1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針</p> <p>(1) 当社の企業価値の基盤について</p> <p>当社は、1951年に株式会社ラジオ九州としてラジオの放送を開始し、その後、1958年にテレビの放送を開始いたしました。現在では、株式会社TBSテレビおよび株式会社TBSラジオ&コミュニケーションズをキー局とするテレビ・ラジオのネットワークの基幹局として北部九州地区を中心に放送を行っております。</p>	<p>1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針</p> <p>(1) 当社の企業価値の基盤について</p> <p>当社は、1951年に株式会社ラジオ九州としてラジオの放送を開始し、その後、1958年にテレビの放送を開始し、株式会社TBSテレビおよび株式会社TBSラジオをキー局とするネットワークの基幹局として北部九州地区を中心に放送を行っておりますが、平成27年12月22日開催の当社臨時株主総会において、<u>当社の経営管理事業と不動産賃貸事業を除く全ての事業を当社の完全子会社であるRKB毎日放送株式会社に承継させる吸収分割について、株主の皆様のご承認をいただき、平成28年4月1日付で認定放送持株会社に移行いたしました。</u></p> <p><u>これにより、よりよいコンテンツの制作をさらに推し進め、放送に集中する体制を築くとともに、新たな事業の展開を見据えることで、当社および当社グループの企業価値の向上をはかることが可能となります。</u></p> <p><u>もともと、認定放送持株会社化後も、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する当社の考え方は、基本的に従前と同様であります。</u></p>

修正前	修正後
<p><u>公共の電波を預かり、放送事業に携わる当社は、</u>市民生活に必要な情報と健全な娯楽を提供することによる文化の向上に努め、放送の公共性・公益性と報道機関としての責任を自覚しつつ、適正・公正な手法により安定的成長を目指してまいりました。</p> <p>(略)</p>	<p><u>すなわち、放送事業に携わる放送事業者を傘下に持つ当社は、今後も</u>市民生活に必要な情報と健全な娯楽を提供することによる文化の向上に努め、放送の公共性・公益性と報道機関としての責任を自覚しつつ、適正・公正な手法により安定的成長を目指してまいります。</p> <p>(略)</p>
<p>(本開示資料 2頁)</p> <p>(2) 基本方針の内容</p> <p>(略)</p> <p>当社は上場会社として市場経済の発展に寄与すべき責務を負うことはもとより、有限希少の電波を預かる放送事業者として、高い公共性を求められている企業であります。従いまして、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、放送法や電波法等、法令の趣旨、放送事業者としての公共的使命と社会的責任を深く認識し、自覚しなければなりません。さらに視聴者・聴取者の支持と共感を得ることのできる番組制作や地域社会・市民社会の発展に寄与する企業活動を柱とする事業計画を推進させ、当社グループの企業価値および株主共同の利益を継続的に堅持し、また向上させていく者でなければならないと考えております。</p> <p>当社は<u>民間放送局として、放送の公共的使命と報道機関としての責任を自覚し、地域社会・市民社会の発展に貢献する企業活動を継続することが社会的責務であり、かつ経済的存立の基盤であるとの認識に基づいて事業活動を行っております。</u>当社グループが構築してきたコーポレートブランドや企業価値および株主共同の利益を確保・向上させていくため、以下の3点を重点施策とした取り組みを推進しております。</p> <p>(略)</p>	<p>(2) 基本方針の内容</p> <p>(略)</p> <p>当社は上場会社として市場経済の発展に寄与すべき責務を負うことはもとより、有限希少の電波を預かる<u>放送事業者を傘下に持つ認定放送持株会社</u>として、高い公共性を求められている企業であります。従いまして、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、<u>放送法や電波法等、法令の趣旨、放送事業者としての公共的使命と社会的責任を深く認識し、自覚しなければなりません。</u>さらに視聴者・聴取者の支持と共感を得ることのできる番組制作や地域社会・市民社会の発展に寄与する企業活動を柱とする事業計画を推進させ、当社グループの企業価値および株主共同の利益を継続的に堅持し、また向上させていく者でなければならないと考えております。</p> <p>当社は、<u>民間放送局を傘下に持つ認定放送持株会社として、放送の公共的使命と報道機関としての責任を自覚し、地域社会・市民社会の発展に貢献する企業活動を継続することが社会的責務であり、かつ経済的存立の基盤であるとの認識に基づいて事業活動を行っております。</u>当社グループが構築してきたコーポレートブランドや企業価値および株主共同の利益を確保・向上させていくため、以下の3点を重点施策とした取り組みを推進しております。</p> <p>(略)</p>

修正前	修正後
<p>(本開示資料 3頁)</p> <p>2. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成 その他の会社の支配に関する基本方針の実現に資 する特別な取り組み</p> <p>当社は、基本方針の実現に資する取り組みとし て、以下の取り組みを行っております。</p> <p>(1) 中期計画に基づく取り組み</p> <p>当社は、公共の電波を預かる報道機関として、 公平公正、不偏不党の姿勢を貫くことは勿論の こと、「社会のニーズに適うコンテンツを制作し、 発信する」という経営理念に基づき、適正・公 正な方法により利潤を追求してまいりました。 また、災害・緊急時には、社会のライフライン の機能を果たすべき放送事業者として社会的に 重大な役割を与えられております。</p> <p>このような経営理念のもと、<u>ブロードバンドの 急速な普及・発展による放送と通信の垣根が低く なる中、自立したコンテンツ企業としてエリアに 貢献するとともに、当社の保有するコンテンツを クロスメディア展開することによる新たな収入源 の確立を目指し、2011年からの中期計画「AP2013」 (Action Policy 2013)を策定し遂行してまい りましたが、時代の変化に機敏に対応するととも に、当社自身も変革し続けることでステーション パワーを向上させるべく、2014年からの新たな中 期計画を策定し、最強のコンテンツ集団を目指 し、今後も九州放送界のリーディングカンパニー であり続けるために積極的に取り組んでおります。</u></p> <p>株主、視聴者、スポンサーなど多くのステーク ホルダーの皆様の信頼にお応えできるようこの中 期計画に基づく取り組みを推進し、当社グループ の企業価値の向上を図り、経営理念の実現を果たし てまいります。</p>	<p>2. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成 その他の会社の支配に関する基本方針の実現に資 する特別な取り組み</p> <p>当社は、基本方針の実現に資する取り組みとし て、以下の取り組みを行っております。</p> <p>(1) 中期計画に基づく取り組み</p> <p>当社は、公共の電波を預かる報道機関である放 送事業者を傘下に持つ認定放送持株会社として、 公平公正、不偏不党の姿勢を貫くことは勿論のこ と、「社会のニーズに適うコンテンツを制作し、 発信する」という経営理念に基づき、適正・公 正な方法により利潤を追求してまいります。また、 災害・緊急時には、社会のライフラインの機能を 果たすべき放送事業者を傘下に持つ認定放送持 株会社として社会的に重大な役割を与えられてい ることを十分に認識しております。</p> <p>このような経営理念のもと、<u>グループ全体として 保有するコンテンツをクロスメディア展開すること でエリアに貢献するとともに、新たな収入源の確立 を目指し、2014年度からの中期経営計画を策定し、 グループ全体として「最強のコンテンツ集団」と なるべく、積極的に取り組んでおります。</u></p> <p>株主、視聴者、スポンサーなど多くのステーク ホルダーの皆様の信頼にお応えできるようこの中 期経営計画に基づく取り組みを推進し、当社グル ープ全体の企業価値の向上を図り、経営理念の実 現を果たしてまいります。</p>

修正前	修正後
<p>(2) コーポレート・ガバナンスの強化充実に向けた取り組み</p> <p>当社は、放送事業者として公共的使命を尊重する視点から、社会的責任を自覚し、公正かつ適切な手法で経営を実践することにより、社会から信用される会社として発展していくことを経営の基本姿勢としております。そして、コーポレート・ガバナンスを充実させることは、当社と株主の皆様、視聴者の皆様、従業員、取引先等当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を構築するために不可欠なものであり、当社の企業価値の向上に資するものと考えております。</p> <p>(略)</p>	<p>(2) コーポレート・ガバナンスの強化充実に向けた取り組み</p> <p>当社は放送事業者を傘下に持つ認定放送持株会社として公共的使命を尊重する視点から、社会的責任を自覚し、公正かつ適切な手法で経営を実践することにより、社会から信用される会社として発展していくことを経営の基本姿勢としております。そして、コーポレート・ガバナンスを充実させることは、当社と株主の皆様、視聴者の皆様、<u>当社グループの従業員</u>、取引先等当社<u>グループ</u>を支えるステークホルダーとの信頼関係を構築するために不可欠なものであり、当社<u>グループ</u>の企業価値の向上に資するものと考えております。</p> <p>(略)</p>
<p>(本開示資料 4頁)</p> <p>3. 本プランの目的</p> <p>(略)</p> <p>なお、平成26年3月31日現在における当社大株主の状況は、別紙3「当社の大株主の株式保有状況」とおりです。なお、当社は現時点において当社株式の大規模買付行為にかかる提案を受けているわけではありません。</p>	<p>3. 本プランの目的</p> <p>(略)</p> <p>なお、平成27年10月31日現在における当社大株主の状況は、別紙3「当社の大株主の株式保有状況」とおりです。なお、当社は現時点において当社株式の大規模買付行為にかかる提案を受けているわけではありません。</p>
<p>(本開示資料12頁 脚注11)</p> <p>①日本の国籍を有しない人（電波法第5条第1項第1号）、②外国政府又はその代表者（同項第2号）、③外国の法人又は団体（同項第3号）および①から③までに掲げる者により直接に占められる議決権の割合が電波法施行規則第6条の3の3で定める割合以上である法人又は団体（同法第5条第4項第3号ロ）のいずれかに該当すると当社取締役会が認めた者をいいます。以下同じとします。</p>	<p>①日本の国籍を有しない人（<u>放送法第159条第2項第5号イ(1)</u>）、②外国政府又はその代表者（<u>同号イ(2)</u>）、③外国の法人又は団体（<u>同号イ(3)</u>）、および①から③までに掲げる者がその議決権の5分の1以上を占める株式会社（<u>放送法第159条第2項第5号イ</u>）等のいずれかに該当すると当社取締役会が認めた者をいうものとします。以下同じとします。</p>

修正前				修正後			
(本開示資料 16 頁)				(本開示資料 16 頁)			
別紙 3				別紙 3			
当社の大株主の株式保有状況 (平成 26 年 3 月 31 日現在)				当社の大株主の株式保有状況 (平成 27 年 10 月 31 日現在)			
	株主名	持株数	議決権比率		株主名	持株数	議決権比率
1	株式会社毎日放送	990,000	9.10%	1	株式会社毎日放送	990,000	9.10%
2	株式会社毎日新聞社	946,500	8.69%	2	株式会社毎日新聞社	946,500	8.69%
3	株式会社麻生	679,000	6.24%	3	株式会社麻生	777,000	7.07%
4	株式会社東京放送ホールディングス	512,000	4.70%	4	株式会社東京放送ホールディングス	512,000	4.70%
5	株式会社福岡銀行	510,000	4.68%	5	株式会社福岡銀行	510,000	4.68%
6	新日鐵住金株式会社	375,000	3.44%	6	新日鐵住金株式会社	375,000	3.44%
7	株式会社西日本シティ銀行	366,500	3.36%	7	株式会社西日本シティ銀行	366,500	3.36%
8	西日本鉄道株式会社	339,800	3.11%	8	西日本鉄道株式会社	339,800	3.11%
9	九州電力株式会社	328,500	3.01%	9	九州電力株式会社	328,500	3.01%
10	株式会社肥後銀行	310,000	2.84%	10	株式会社肥後銀行	310,000	2.84%
(注) 議決権比率は 小数点第 2 位未満を切り捨てております。				(注) 議決権比率は 小数点第 2 位未満を切り捨てております。			
(本開示資料 17 頁)				(本開示資料 17 頁)			
別紙 4				別紙 4			
当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型				当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型			
(略)				(略)			
6. 買付者等の提案する当社の株式等の買付条件 (買付対価の種類および金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容 (当該取得の時期および方法、大規模買付行為の蓋然性、大規模買付行為の後の経営方針または事業計画、大規模買付行為の後の当社の他の株主、従業員、提携先・広告主・制作会社等の取引先、出演者、放送作家その他の当社に係る利害関係者に対する方針等を含みます。)、違法性の有無ならびに実現可能性等を含むがこれに限られません。) が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切なものであると判断される場合				6. 買付者等の提案する当社の株式等の買付条件 (買付対価の種類および金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容 (当該取得の時期および方法、大規模買付行為の蓋然性、大規模買付行為の後の経営方針または事業計画、大規模買付行為の後の当社の他の株主、 <u>当社および当社グループ</u> の従業員、提携先・広告主・制作会社等の取引先、出演者、放送作家その他の当社および <u>当社グループ</u> に係る利害関係者に対する方針等を含みます。)、違法性の有無ならびに実現可能性等を含むがこれに限られません。) が、 <u>当社および当社グループ</u> の企業価値に照らして不十分または不適切なものであると判断される場合			
7. 買付者等による支配権の取得により、当社株主はもとより、当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠なコンテンツ制作を支える当社の従業員、提携先・広告主・制作会社等の取引先、出演者、放				7. 買付者等による支配権の取得により、当社株主はもとより、 <u>当社および当社グループ</u> の企業価値を生み出す上で必要不可欠なコンテンツ制作を支える <u>当社および当社グループ</u> の従業員、提携先・広告主			

修正前	修正後
<p>送作家等との関係や当社の企業文化を破壊し、または、放送法、電波法その他の法令に違反する結果をもたらすおそれがある等の理由により、当社の企業価値および株主共同の利益の著しい毀損が予想されるなど、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合</p>	<p>・制作会社等の取引先、出演者、放送作家等との関係や<u>当社および当社グループ</u>の企業文化を破壊し、または、放送法、電波法その他の法令に違反する結果をもたらすおそれがある等の理由により、<u>当社および当社グループ</u>の企業価値および株主共同の利益の著しい毀損が予想されるなど、<u>当社および当社グループ</u>の企業価値および株主共同の利益の確保・向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合</p>
<p>(本開示資料 19 頁)</p> <p>8. 当社による本新株予約権の取得</p> <p>当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が保有する本新株予約権を取得し、これと引き換えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。また、外国人等が有する本新株予約権（以下、「外国人保有本新株予約権」といいます）については、これを取得するのと引き換えに交付する財産は、(A) 当社取締役会が<u>電波法第5条第4項第2号</u>または<u>同項第3号</u>に定める欠格事由に該当するおそれがない範囲（すなわち、<u>電波法</u>に定めるところにより、当社議決権総数の20%以上を実質的に外国人等が占めることとなるおそれがない範囲）で合理的に定める本新株予約権の個数に対象株式数を乗じた数の当社株式と、(B) 外国人保有本新株予約権から上記(A)において取得の対象となる本新株予約権を控除した残りの本新株予約権の時価として当社取締役会が合理的に定める額の金銭とするものとし、当社は、かかる当社株式および金銭を、各外国人等の有する本新株予約権の個数に応じて比例按分した上、当該外国人等に対して交付することができるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>8. 当社による本新株予約権の取得</p> <p>当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が保有する本新株予約権を取得し、これと引き換えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。また、外国人等が有する本新株予約権（以下、「外国人保有本新株予約権」といいます）については、これを取得するのと引き換えに交付する財産は、(A) 当社取締役会が<u>放送法第159条第2項第5号イ</u>または<u>ロ</u>に定める欠格事由に該当するおそれがない範囲（すなわち、<u>放送法</u>に定めるところにより、当社議決権総数の20%以上を実質的に外国人等が占めることとなるおそれがない範囲）で合理的に定める本新株予約権の個数に対象株式数を乗じた数の当社株式と、(B) 外国人保有本新株予約権から上記(A)において取得の対象となる本新株予約権を控除した残りの本新株予約権の時価として当社取締役会が合理的に定める額の金銭とするものとし、当社は、かかる当社株式および金銭を、各外国人等の有する本新株予約権の個数に応じて比例按分した上、当該外国人等に対して交付することができるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

以 上